関西広域連合医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

平成 31 年 3 月 27 日
関西広域連合規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）の施行について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第１号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（受験の申請）

第２条　省令第 159 条の５の規定による受験の申請書には、写真（出願日前６月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景）を添付しなければならない。

（不正受験者に対する措置）

第３条　広域連合長は、試験に関し不正な行為を行った者に対して、その受験を停止させ、または合格の決定を取り消すことができる。

２　前項の規定により合格の決定を取り消された者で、既に省令第 159 条の６の規定による合格したことを通知する書類（以下「合格通知書」という。）の交付を受けている者は、速やかに当該合格通知書を広域連合長に返還しなければならない。

附　則

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 23 日規則第２号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。